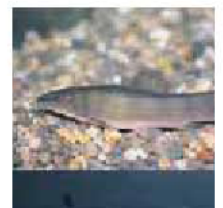


# 指定希少野生生物の取扱に関する ハンドブック



京都府 文化環境部 自然環境保全課

〒602-8570  
京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
TEL 075-414-4706 FAX 075-414-4705  
E-mail shizen-kankyo@pref.kyoto.lg.jp

# はじめに

## = 目 次 =

○はじめに	……	1
○各主体の責務	……	2
○指定希少野生生物の取扱いの規制	……	4
1 捕獲・採取等に関する規制について	……	4
2 譲渡し、譲受け等に関する規制について	……	9
3 所持の禁止について	……	11
4 陳列・広告の禁止について	……	12
○指定希少野生生物の生息地等に関する規制	……	14
1 管理地区における規制について	……	15
2 監視地区内の規制について	……	19
3 立入制限地区について	……	20
付録		
指定希少野生生物一覧	……	22

「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成19年10月16日京都府条例第51号）」は、府内に生息・生育する野生生物が豊かな府民生活の実現に欠かせないものであることから、絶滅のおそれのある野生生物を保全する取組を進めることにより、府内の生物多様性を確保し、人と野生生物が共生する豊かな自然環境を次代に継承していくことを目的に制定されました。

このハンドブックでは、府民や事業者の皆さんに絶滅のおそれのある野生生物の取扱いに関して、この条例に基づく規制等を十分理解いただき、配慮や対応を心がけていただくために、その内容や注意点についてまとめました。

## 絶滅のおそれのある野生生物とは・・・

府内に生息・生育する在来の野生生物（地域個体群を含む）で、府内において存続に支障を来す程度に個体の数が著しく少ないもの、著しく減少しつつあるもの又は生息等の環境が著しく悪化しつつあるものなどをいいます。

※具体的には、京都府レッドデータブックで「絶滅寸前種」又は「絶滅危惧種」に位置づけられた種（約800種）が該当します。

京都府レッドデータブック ホームページ  
<http://www9.pref.kyoto.lg.jp/kankyo/rdb/index.html>

## 各主体の責務

条例では、絶滅のおそれのある野生生物を保全するため、京都府、府民、野生生物を保全する活動を行っている団体（保全団体）、事業者など各主体についてそれぞれの立場に応じた責務を定めています。

### 京都府の責務（条例第3条）

府内の野生生物が置かれている状況を把握するとともに、絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施します。

上記施策の実施に当たっては、府民、保全団体、事業者等と協働して取り組むとともに、国、市町村その他の関係機関と連携して推進に努めます。

地域の開発事業その他絶滅のおそれのある野生生物の生息等に影響を及ぼすと認められる事業の計画策定に当たっては、絶滅のおそれのある野生生物に与える影響を回避するように努めるとともに、これらの事業の実施に当たっては、絶滅のおそれのある野生生物の生息等への影響を最小限にする工法の採用など必要な措置を講じます。

### 府民等の責務（条例第4条）

府民及び観光旅行者その他の滞在者は、絶滅のおそれのある野生生物の保全に努めるとともに、府が実施する絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する施策に協力しなければなりません。

### 保全団体の責務（条例第5条）

保全団体は、絶滅のおそれのある野生生物の保全の取組の推進に努めるとともに、府が実施する絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する施策に協力しなければなりません。

### 事業者の責務（条例第6条）

事業者は事業活動に伴って生じる絶滅のおそれのある野生生物の生息環境の悪化の防止に努めるとともに、府が実施する絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する施策に協力しなければなりません。

また、事業者は、開発事業等の計画を策定する際に、絶滅のおそれのある野生生物に与える影響を回避するよう努めるとともに、これらの事業を実施する際には、絶滅のおそれのある野生生物の生息等への影響を最小限にする工法の採用など必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

#### このような注意が必要です！

- ▼環境アセスメント対象事業においては、事業者は、絶滅のおそれのある野生生物の生息状況等を調査し、必要に応じて保全措置をとることが必要です。
- ▼また、環境アセスメント対象外の事業であっても、絶滅のおそれのある野生生物の生息又は生育の事実が確認された場合は本条例の責務規定に則して、調査や保全措置を講じるよう努めなければなりません。

## 指定希少野生生物の取扱の規制

条例に基づき「指定希少野生生物」に指定されたものについては、条例に違反する捕獲や採取等が罰則等の対象となるほか、開発等の行為に際して、条例の趣旨に基づく配慮が必要になります。

### 1 捕獲・採取等に関する規制について .....

#### 捕獲・殺傷等の禁止

指定希少野生生物の生きている個体については、捕獲、採取、殺傷又は損傷の行為が原則禁止されます。（条例第13条第1項）

条例に違反して捕獲等した場合、最高で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることになります。

#### 巢の破壊等の禁止

鳥類などの繁殖活動を守るため、知事が別に定める指定希少野生生物の巢については、定められた期間及び範囲において、正当な理由なく破壊又は損傷することが原則禁止されます。（条例第13条第2項）

条例に違反して巢を破壊等した場合、最高で6月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科されることになります。



### このような注意が必要です！

- ▼山野草などを取り扱っている事業者は、指定希少野生生物に指定されている植物等を採取・所持しないでください。
- ▼ペット販売などの事業者は、指定希少野生生物に指定されている昆虫や魚などを採取・捕獲したり、所持、販売しないでください。
- ▼自然観察ツアーなどを企画される事業者は、指定希少野生生物に指定されている植物等を参加者が採取することがないように注意してください。

### このような場合は御相談ください！

所有地に自生している植物が指定希少野生生物ではないかと思われるが、保全の方法がわからない場合

事業予定地内に指定希少野生生物が生息又は自生しており、事業実施により影響を及ぼす可能性がある場合

\* 専門家又は京都府自然環境保全課に御相談ください。

指定希少野生生物の指定期日以前に捕獲・採取して栽培管理等を行っている個体については、条例第13条（捕獲等の禁止）は適用されませんが、その所有者又は占有者には指定希少野生生物を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱う義務が生じます。（条例第11条）

罰則規定はありませんが、次のことに留意して適切な取扱いに心がけてください。

- ★ 所有している個体は、適切な生育環境の維持や管理を行い、継続して正常な状態で保全されるよう努めてください。
- ★ 個体を販売、譲渡等を行う場合には、生育の履歴等を明らかにした帳票を添付するなどして、購入者、譲り受け者等が当該個体が条例に違反して捕獲等を行ったものでないことを確認できるように努めてください。
- ★ 所有している個体を自然の山野等に移植、放逐等を行うことは、生態系に影響を及ぼす恐れがありますので、行わないようにしてください。
- ★ 自ら種子採取等により増殖した個体についても、原種と同様に適切に取り扱ってください。



## 捕獲等の禁止の適用が除外される場合

学術研究、教育及び指定希少野生生物の保全回復のための適正な繁殖を行う目的で、指定希少野生生物の生きている個体を捕獲・採取等する場合は、捕獲等の禁止の適用が除外されます。（条例第13条第1項第1号）

なお、この場合、あらかじめ知事の許可を受ける必要があります。

### <このような場合は許可されません>

- ▼捕獲等の目的が、学術研究、教育及び指定希少野生生物の保全回復のための適正な繁殖を行うため（条例第16条第1項第1号）でない場合
- ▼捕獲等によって指定希少野生生物の保全に支障を及ぼすおそれがある場合
- ▼捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により獲等された個体を適切に取り扱うことができないと認められる場合

### <条件付き許可について>

許可に当たって、指定希少野生生物の保全に必要があると認めるときは、許可に条件を付すことがあります。（条例第16条第4項）

### <捕獲後の個体の取扱いについて>

許可を受けて捕獲等をした者は、適当な飼養栽培施設に収容し、その生息等に適した条件を維持し、適切に管理しなければなりません。（条例第16条第9項）



## <許可条件違反の場合の措置>

- ▼ 上記の許可条件に違反した場合、又は適切な管理等を行わなかった場合で、指定希少野生生物の保全に必要な場合は、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を命じることがあります。(条例第17条第1項)

命令に従わなかった場合、最高で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることになります。

- ▼ これらの違反の場合には、許可を取り消すことがあります。

人の生命又は身体の保護その他以下に掲げる場合でやむを得ない事由がある場合は、捕獲等の禁止の適用が除外されます。(条例第13条第1項第3号)

- (1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。
- (2) 大学における教育又は学術研究のために捕獲等をするものであること。(あらかじめ、知事に届け出(通知)が必要です。)
- (3) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。
  - ア 森林法第10条の3若しくは第38条又は地すべり等防止法第21条第1項若しくは第2項の規定による処分で義務の履行として行う行為であって急を要するもの
  - イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- (4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をするものであって、規則で定める行為に伴うもの。(あらかじめ、知事に届け出が必要です。)

個体の保護のため移動、移植する目的で捕獲等の禁止の適用が除外される行為の例

- ・ 森林の保護管理のための標識などを設置・管理すること
- ・ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系を設置・管理すること
- ・ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路などの工作物を道路に埋設・管理すること
- ・ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為
- ・ など主に公共の必要性や生業の維持に不可欠な場合

※その他詳細については条例施行規則第6条第4号をご覧ください。

## 2 譲渡し、譲受け等に関する規制について ……

### 譲渡し、譲受け等の禁止

前記条例第13条第1項の規定に違反して捕獲等された指定希少野生生物の個体若しくはその器官又はこれらの加工品(以下「個体等」という。)は、譲り渡したり、譲り受けたりする行為等(有償、無償を問わない。)が原則禁止されます。(条例第14条第1項)

## 譲渡し、譲受け等の禁止（許可を受けたもの等）

前記条例第13条第1項第1号の規定により学術研究等の目的で許可を得て、又は同項第3号の規定によりやむを得ない事由で捕獲等された指定希少野生生物の個体等についても、譲受け、譲渡しが原則禁止されます。

条例に違反して譲渡し等した場合、最高で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることになります。

### 指定希少野生生物の個体の器官又はこれらの加工品とは

器 官) 骨、皮、羽、毛、角、葉、花、実、枝、茎、根 など  
加工品) はく製、標本など

### このような注意が必要です！

- ▼ Aさんが条例に違反して捕獲した指定希少野生生物である  
と知りながら、Bさんがこれを買取るとAさん、Bさん  
とも罰せられます。
- ▼ 条例に違反して捕獲した指定希少野生生物を標本にして売っ  
たり、あげたりすると罰せられます。
- ▼ 学術研究目的で許可を得て捕獲した指定希少野生生物の個  
体を、愛がん目的で飼育している知人にあげることは罰せ  
られます。
- ▼ 府内で条例に違反して指定希少野生生物を捕獲し、これを  
府外で売買しても罰せられます。

## 譲渡し等の禁止の適用が除外される場合

指定希少野生生物の保全に支障を及ぼすおそれがない場合  
で、次のいずれにも該当しない場合は、譲渡し等の禁止の適  
用が除外されます。（条例第14条第1項、条例施行規則第  
7条）

- (1) 条例第13条第1項の規定に違反して捕獲等された指  
定希少野生生物の個体等について譲渡し等を行う場合
- (2) 前記条例第13条第1項第1号の規定により、学術研  
究等の目的で許可を得て又は同項第3号の規定によりや  
むを得ない事由で捕獲等された指定希少野生生物の個体  
等について、営利目的又は愛がん・鑑賞の目的で譲渡し  
等を行う場合

## 3 所持の禁止について .....

### 所持の禁止

前記条例第13条第1項の規定に違反して捕獲等された指定希少野生  
生物の個体等を所持することは禁止されます。（条例第14条第2項）

条例に違反して所持した場合、最高で1年以下の懲役又は50万円以  
下の罰金が科されることになります。

\*所持とは、指定希少野生生物の個体を飼養、栽培したり、  
その皮、羽などの器官やはく製などの加工品を持っていた  
りすることをいいます。

## このような注意が必要です！

- ▼ 条例に違反して採取された指定希少野生生物と知りながら、これを自宅などで栽培したり、飼養したりすることは、販売の目的ではなく、個人的に楽しむためであっても禁止されます。

条例第14条第2項に違反して所持している者に対して、所持の中止やその他必要な措置を命じることがあります。

命令に従わなかった場合、最高で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることとなります。

## 4 陳列・公告の禁止について .....

### 陳列・広告の禁止

前記条例第13条第1項の規定に違反して捕獲等された指定希少野生生物の個体等については、販売などの目的で陳列したり広告したりすることが禁止されます。（条例第18条第1項及び第2項）

### 陳列・広告の禁止（許可を受けたもの等）

また、前記条例第13条第1項第1号の規定により、学術研究等の目的で許可を得て、又は同項第3号の規定によりやむを得ない事由で捕獲等された指定希少野生生物の個体等についても、販売などの目的で陳列や広告することが禁止されます。

条例に違反して譲渡し等した場合、最高で30万円以下の罰金が科されることとなります。

\* 陳列とは、指定希少野生生物の個体やその皮、羽などの器官やはく製などの加工品を店内などに置くことです。

\* 広告とは、陳列のように実物（その写真も含む。）を置くのではなくても、文字などで販売の意思を明示することです。

条例第18条に違反して陳列又は広告している者に対して、陳列等の中止やその他必要な措置を命じることがあります。

命令に従わなかった場合、最高で6月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科されることとなります。

## このような注意が必要です！

- ▼ 条例に違反して捕獲等した指定希少野生生物（その器官や、そのはく製などの加工品も含む。）の写真インターネット上に掲載して販売しようとした場合も、「陳列」に当たり罰せられます。
- ▼ 条例に違反して捕獲等した指定希少野生生物について、チラシやパンフレットなどで値段を提示するなどして販売しようとした場合、実物やその写真などの陳列がなくても、「広告」に当たり罰せられます。
- ▼ 府内で条例に違反して捕獲等した指定希少野生生物について、府外で陳列、広告を行うことも罰せられます。



## 指定希少野生生物の生息地等に関する規制

### 生息地等保全地区の指定

指定希少野生生物に指定された種のうち、その生息・生育環境の保全を図る必要があると認める場合は、生息地等保全地区を指定します。（条例第23条第1項）

生息地等保全地区は、管理地区と監視地区に分けられ、それぞれの地区内では、開発行為などが規制されます。

#### 生息地等保全地区の指定

建築物の新築等、土地の開墾、土石採取などの開発行為には届出が必要です。

建築物の新築等、土地の開墾、土石採取、木竹伐採、顔付け、他地域からの同種の導入などには許可が必要です。

地権者の同意を得て  
立入制限措置

監視地区

管理地区

立入制限地区

#### ★管理地区

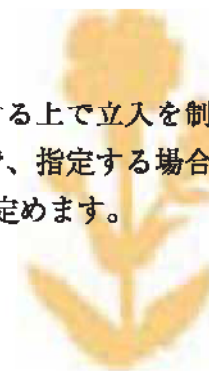
生息地等保全地区の中で希少野生生物の保全のため特に必要があると認める区域。営巣地や産卵地、重要なえさ場などその種の生育・生息にとって重要な区域を指定します。

#### ★監視地区

生息地等保全地区の中で管理地区以外の区域。管理地区の緩衝地帯として保全が必要な区域です。

#### ★立入制限地区

管理地区のうち、生息・生育環境を維持する上で立入を制限する必要がある場所を地権者の同意を得た上で、指定する場合があります。指定に当たっては制限を行う期間を定めます。



### 1 管理地区における規制について .....

- 管理地区内において、以下の行為を行う場合は知事の許可を受けなければ行うことはできません。（条例第24条第4項）

条例に違反して許可を得ずにこれらの行為を行った場合、最高で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることとなります。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。

- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
  - (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
  - (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - (6) 木竹を伐採すること。
  - (7) 指定希少野生生物の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生生物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
  - (8) 野生生物に反復し、又は継続してえさを与えること。
  - (9) 生息地等保全地区の区域外に生息し、又は生育している当該生息地等保全地区の指定に係る指定希少野生生物と同種の個体を生息地等保全地区の区域内に放ったり、又は植栽したり、若しくはその種子をまくこと。
  - (10) 管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であって知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
  - (11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の知事が指定する区域内において、車若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 管理地区内において、以下の行為を知事が別に定める区域と期間において行う場合は、知事の許可を受けなければ行うことはできません。(条例第24条第4項)  
条例に違反して許可を得ずにこれらの行為を行った場合、最高で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることとなります。
- (12) 前記(7)で知事が指定した野生生物の種の個体その他の物以外の野生生物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。
  - (13) 指定希少野生生物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物その他の生物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。

- (14) 指定希少野生生物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。
- (15) 火入れ又はたき火を行うこと。
- (16) 指定希少野生生物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。

### <条件付き許可について>

許可に当たって、指定希少野生生物の保全に必要があると認めるときは、許可に条件を付すことがあります。(条例第24条第7項)

条件に違反した場合、最高で6月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科されることとなります。

- 条例第24条第7項の規定による条件に違反した場合で、指定希少野生生物の保全に必要がある場合は、原状回復その他の必要な措置を命じることがあります。(条例第27条第2項)  
命令に従わなかった場合、最高で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることとなります。

### 管理地区内の規制の適用が除外される場合

- ◎ 規制がかかることになった時点ですでにその行為に着手している場合は、規制に係ることになった日から3ヶ月以内に届出を行えば、引き続きその行為を行うことができます。(条例第24条第8号)
- ◎ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為については、許可をとる必要はありません。(条例第24条第9項第1号)  
ただし、その行為を行った日から14日以内に知事に届出が必要です。(条例第24条第10項)

- ◎ 通常の管理行為又は軽易な行為で、規則で定めるものについては、許可をとる必要はありません。（条例第24条第9項第2号）

### 規則で定める管理地区内における「通常の管理行為又は軽易な行為」の例

- ・ 工作物を新築する場合であって、森林の保護管理のために標識を設置すること
- ・ 既設の建築物の敷地内において土地の形質を変更したり、土石を採取したり、池沼を埋め立てたりすること
- ・ 木竹を伐採する場合であって、自家の生活に使用するため、単木を伐採したり、枯れた木を伐採したりすることや、森林の保育のために下刈りや間伐を行うこと
- ・ 野生生物を捕獲等することであって、内水面漁業権に係る水産動植物を採取捕獲すること
- ・ 農林漁業を営むために行う行為（一部除外されない場合があります。）

※その他詳細については、条例施行規則第15条をご覧ください。

- ◎ 木竹の伐採で、知事が管理地区ごとに指定する方法及び限度内において行うものについては許可をとる必要はありません。（条例第24条第9項第3号）

## 2 監視地区における規制について ……………

監視地区内において、以下の行為を行う場合は知事の届出が必要です。（条例第26条第1項）

条例に違反して届出をせずにこれらの行為を行った場合や虚偽の届出を行った場合は、最高で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることとなります。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

届出のあった行為が当該指定希少野生生物の保全について知事が定める指針に適合しないときは、その行為をすることを禁止したり、制限したり、また必要な措置をとるよう命じることがあります。（条例第26条第2項）

これらの命令に従わなかった場合は、最高で30万円以下の罰金が科されることとなります。

### 監視地区内の規制の適用が除外される場合

- ◎ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為については、届出を行う必要はありません。（条例第26条第6項第1号）
- ◎ 通常の管理行為又は軽易な行為で、規則で定めるものについては、届出を行う必要はありません。（条例第26条第6項第2号）

◎ 規制がかかることになった時点ですでにその行為に着手している場合は、届出を行う必要はありません。(条例第26条第6項第3号)

#### 規則で定める監視地区内における「通常の管理行為又は軽易な行為」の例

- ・ 工作物を新築する場合であって、森林の保護管理のために標識を設置すること
- ・ 床面積合計200㎡以下の工作物を新築、改築、増築すること
- ・ 面積200㎡未満の土地の形質を変更したり、土石を採取したり、池沼を埋め立てたりすること
- ・ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること
- ・ 農林漁業を営むために行う行為（一部除外されない場合があります。）

※その他詳細については、条例施行規則第20条をご覧ください。

### 3 立入制限地区について .....

- 管理地区内に立入制限地区が指定された場合、この区域内には、知事が定める期間内は立ち入ることはできません。(条例第25条第4項)

条例に違反して立入制限地区に立ち入った場合は、最高で6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられることになります。

#### 立入制限の適用が除外される場合

- ◎ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合(条例第25条第4項第1号)
- ◎ 通常の管理行為又は軽易な行為で、規則で定めるものをするために立ち入る場合(条例第25条第4項第2号)
- ◎ 上記以外で知事がやむを得ない事由があると認めて許可した場合(条例第25条第4項第3号)

#### 規則で定める立入制限地区内における「通常の管理行為又は軽易な行為」の例

- ・ 森林の保護管理や野生鳥獣の保護を行うこと、又はそのための標識を設置すること
- ・ 地下において鉱物を採掘し、又は土石を採取すること

※その他詳細については、条例施行規則第17条をご覧ください。





ほ乳類



ニホンカワネズミ

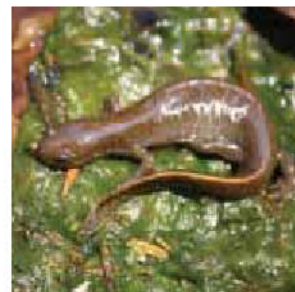


ヤマコウモリ



オヒキコウモリ

両生類



カスミサンショウウオ



アベサンショウウオ



オオサンショウウオ

鳥類



ニホンモモンガ



ヒメクロウミツバメ



オオタカ



ナゴヤダルマガエル



イタセンバラ



アユモドキ

魚類



タマシギ



コアシサシ



ブッポウソウ

昆虫類



ヒヌマイトトンボ



カタハガイ

貝類



フクジュソウ

植物



## MEMO



オグラコウホネ



レンリソウ



フナバラソウ



イワギリソウ



オオキンレイカ



ホンバミズゴケ

## コケ類